

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

学校現場では、いじめ・不登校等の深刻な問題を抱える児童生徒への対応や、障害のある児童生徒、外国人児童生徒など特別な配慮を要する児童生徒への対応等、解決すべき課題が山積している。

一方、このような複雑かつ多様な課題に対する教職員の対応は、長時間勤務という形で表れ、深刻な状況となっており「学校における働き方改革」が急務となっている。

さらに、学校における新型コロナウイルス感染症対策と子どもたちの健やかな学びの保障との両立を図っていくことも求められている。

こうした中で、一人ひとりの子どもに対してきめ細やかで丁寧な対応を行うためには、働き方改革はもちろんのこと、国庫負担に裏付けされた少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数の改善が不可欠である。

また、義務教育費国庫負担制度については、国庫負担率が「三位一体改革」の中で2分の1から3分の1に引き下げられたことにより、地方自治体の財政を圧迫している。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要である。教育の機会均等が担保され、教育水準が維持・向上されるよう施策を講じ、教育予算を国全体としてしっかりと確保・充実させる必要がある。

よって、国におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、次の措置を講じられるよう強く要請する。

記

- 1、少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和2年12月15日

広島県府中市議会